

太田市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市条例第62号

太田市下水道条例の一部を改正する条例

太田市下水道条例（平成17年太田市条例第229号）の一部を次のように改正する。

第6条中「（規則で定める軽微な工事を除く。）は」を「は、次の各号に掲げる工事を除き」に改め、同条に次の各号を加える。

（1）規則で定める軽微な工事

（2）災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。